

日本農林規格の見直しについて

「炭酸飲料」

23消安第4119号

平成24年1月30日

農林物資規格調査会

会長 阿久澤 良造 殿

農林水産大臣 鹿野 道彦

日本農林規格の確認及び改正について（諮問）

下記1から6までに掲げる日本農林規格の確認及び下記7から17までに掲げる日本農林規格の改正について、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第9条において準用する同法第7条第5項の規定に基づき、貴調査会の議決を求める。

記

- ① 炭酸飲料の日本農林規格（昭和49年6月27日農林省告示第567号）
- 2 豆乳類の日本農林規格（昭和56年11月16日農林水産省告示第1800号）
- 3 畜産物缶詰及び畜産物瓶詰の日本農林規格（昭和60年4月20日農林水産省告示第531号）
- 4 にんじんジュース及びにんじんミックスジュースの日本農林規格（平成8年3月28日農林水産省告示第388号）
- 5 生産情報公表農産物の日本農林規格（平成17年6月30日農林水産省告示第1163号）
- 6 りんごストレートピュアジュースの日本農林規格（平成19年10月30日農林水産省告示第1348号）
- 7 食用植物油脂の日本農林規格（昭和44年3月31日農林省告示第523号）
- 8 植物性たん白の日本農林規格（昭和51年9月11日農林省告示第838号）
- 9 ハンバーガーパティの日本農林規格（昭和52年10月8日農林省告示第1015号）

号)

- 10 食用精製加工油脂の日本農林規格（昭和54年10月12日農林水産省告示第1424号）
- 11 精製ラードの日本農林規格（平成3年8月1日農林水産省告示第988号）
- 12 ショートニングの日本農林規格（平成3年8月1日農林水産省告示第989号）
- 13 煮干魚類の日本農林規格（平成6年8月9日農林水産省告示第1132号）
- 14 果実飲料の日本農林規格（平成10年7月22日農林水産省告示第1075号）
- 15 農産物缶詰及び農産物瓶詰の日本農林規格（平成14年7月24日農林水産省告示第1305号）
- 16 農産物漬物の日本農林規格（平成17年11月14日農林水産省告示第1752号）
- 17 パン粉の日本農林規格（平成19年11月28日農林水産省告示第1491号）

炭酸飲料の日本農林規格の見直しについて（案）

平成24年2月24日

農 林 水 産 省

1 趣旨

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第10条の規定及び「JAS規格の制定・見直しの基準」（平成21年8月農林物資規格調査会決定）に基づき、炭酸飲料の日本農林規格（昭和49年6月27日農林省告示第567号）について、標準規格の性格を有するものとして所要の見直しを行う。

2 内容

製造の実情等を踏まえ、現行の「炭酸飲料の日本農林規格」については改正点はなく、適正であると確認する。

炭酸飲料について

1 規格の位置付け

炭酸飲料は、消費者が日常的に消費しており、一定の品質が期待されることから標準が必要である。炭酸飲料の日本農林規格は「標準規格」として位置付けられる。

2 生産状況及び規格の利用実態

- ・認定製造業者数：71
- ・生産数量及び格付数量の推移

(単位：数量は千k l、格付率は%)

| | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 |
|--------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 生産数量 ^{※1} | 2,635 | 2,882 | 3,029 | 3,249 | 3,450 |
| 格付数量 ^{※2} | 1,499 | 1,617 | 1,563 | 1,360 | 1,396 |
| 格付率 | 57 | 56 | 52 | 42 | 40 |

※1, ※2：「清涼飲料関係統計資料」((社)全国清涼飲料工業会)から引用

- ・他法令での引用：特になし

3 将来の見通し

格付数量に大きな変化はないと考えられる。

4 国際的な規格の動向

関連する規格として、ボトルド・パッケージドウォーター（ナチュラルミネラルウォーター以外）のコーデックス一般規格がある。

炭酸飲料の日本農林規格

制 定 昭和49年6月27日農 告第567号
最終改正 平成18年8月2日農水告第1052号

(適用の範囲)

第1条 この規格は、炭酸飲料に適用する。

(定義)

第2条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

| 用語 | 定 義 |
|---------|--|
| 炭 酸 飲 料 | 次に掲げる液体飲料をいう。ただし、果実飲料の日本農林規格(平成10年7月22日農林水産省告示第1075号)の適用のある果実飲料を除く。 1 飲用適の水(以下「水」という。)に二酸化炭素を圧入したもの 2 1に甘味料、酸味料、フレーバリング等を加えたもの |
| フレーバリング | 炭酸飲料に香り又は味をつけるため使用する次に掲げるものをいう。 1 香料 2 果汁又は果実ピューレー 3 植物の種実、根茎、木皮、葉、花等又はこれらからの抽出物 4 乳又は乳製品 |

(規格)

第3条 炭酸飲料の規格は、次のとおりとする。

| 区 分 | 基 準 |
|-------|---|
| 性 状 | 1 色が良好であること。 2 清涼感のある香味を有し、かつ、異味異臭がないこと。 3 フレーバリング以外に起因する混濁及び沈でないこと。 4 二酸化炭素の溶和が良好であり、かつ、微細な気泡が持続的に出ること。 |
| ガス内圧力 | 別表に適合するものであること。 |
| 食品添加物 | 1 保存料 安息香酸ナトリウム及びパラオキシ安息香酸ブチル以外のものを使用していないこと。 2 酸化防止剤 L-アスコルビン酸及びL-アスコルビン酸ナトリウム以外のものを使用していないこと。 3 乳化剤 シヨ糖脂肪酸エステル及びグリセリン脂肪酸エステル以外のものを使用していないこと。 |
| 異 物 | 混入していないこと。 |
| 内 容 量 | 表示量に適合しているものであること。 |

- 2 原材料として使用する水は、遊離塩素を除去したものでなければならない。
- 3 使用する二酸化炭素の純度は、99.95% (容容) 以上でなければならない。
- 4 使用する砂糖の灰分は、電導度測定法により測定して0.03% (無水物換算) 以下でなければならない。
- 5 使用する異性化液糖の灰分は、電導度測定法により測定して0.015% (無水物換算) 以下でなければならない。

(測定方法)

第4条 前条の規格におけるガス内圧力の測定方法は、20℃にした試料をガス内圧計に固定した後、一度ガス内圧計の活栓を開いてガスを抜き、再び活栓を閉じ、ガス内圧計を振り動かして指針が一

定の位置に達したときの値をMPaで表わすものとする。

別表 (第3条関係)

| 区 分 | | ガス内圧力 |
|----------------------|---|-----------------|
| 第2条の表の炭酸飲料の項の1に掲げるもの | | 0.29MPa以上であること。 |
| 第2条の表の炭酸飲料の項の2に掲げるもの | (1) 果汁、果実ピューレー、乳又は乳製品を加えたもの並びに果汁又は果実ピューレーを加えずに果実又は果汁を印象付ける色及び香りを付けたもの | 0.07MPa以上であること。 |
| | (2) (1)以外のもの | 0.10MPa以上であること。 |

附 則 (平成18年8月2日 農林水産省告示第1052号)

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日から起算して1年を経過した日までに行われる炭酸飲料の格付については、この告示による改正前の炭酸飲料の日本農林規格の規定の例によることができる。

農林物資規格調査会部会議事次第

日時：平成22年9月29日（水）

10時00分～

場所：農林水産省第3特別会議室

1 開会

2 表示・規格課長挨拶

3 議題

(1) 日本農林規格の見直しについて

- ・生産情報公表農産物の日本農林規格
- ・豆乳類の日本農林規格
- ・畜産物缶詰及び畜産物瓶詰の日本農林規格
- ・にんじんジュース及びにんじんミックスジュースの日本農林規格
- ・煮干魚類の日本農林規格
- ・農産物漬物の日本農林規格
- ・果実飲料の日本農林規格
- ・りんごストレートピュアジュースの日本農林規格
- ・炭酸飲料の日本農林規格

(2) その他

4 閉会

配付資料

- 1 農林物資規格調査会部会委員名簿
- 2 日本農林規格の見直しに係るFAMIC作成案
 - ①「生産情報公表農産物」
 - ②「豆乳類」
 - ③「畜産物缶詰及び畜産物瓶詰」
 - ④「にんじんジュース及びにんじんミックスジュース」
 - ⑤「煮干魚類」
 - ⑥「農産物漬物」
 - ⑦「果実飲料」
 - ⑧「りんごストレートピュアジュース」
 - ⑨「炭酸飲料」
- 3 JAS規格の制定・見直しの基準

農林物資規格調査会部会委員名簿

| 氏名 | 役職 |
|----------|--------------------------|
| ◎ 阿久澤 良造 | 日本獣医生命科学大学 応用生命科学部 教授 |
| ◎ 粟生 美世 | 社団法人栄養改善普及会 理事 |
| ○ 井岡 智子 | 消費科学連合会 |
| ◎ 上田 要一 | 財団法人食品産業センター 参与 |
| ○ 蒲生 恵美 | 公募委員 |
| ○ 河道前 伸子 | 全国消費者協会連合会 食品安全対策委員会 委員長 |
| ○ 倉石 要一 | 東海漬物株式会社 取締役 品質保証室 室長 |
| ○ 近藤 敦士 | 秋本食品株式会社 湘南工場 工場長 |
| ○ 澤木 佐重子 | 社団法人全国消費生活相談員協会 |
| ○ 田丸 せつ子 | 全国生活学校連絡協議会 監事 |
| ○ 土橋 芳和 | 社団法人日本缶詰協会 技術部長 |
| ○ 中嶋 玲子 | 公募委員 |
| ○ 仲田 恵利子 | 関西生活者連合会 理事 |
| ◎ 仲谷 正員 | 日本チェーンストア協会 食品委員会 委員 |
| ◎ 夏目 智子 | 全国地域婦人団体連絡協議会 事務局長 |
| ○ 畠山 俊次 | カゴメ株式会社 東京本社 品質保証部長 |
| ○ 雛本 恵子 | 社団法人全国清涼飲料工業会 技術部長 |
| ○ 堀江 雅子 | 財団法人ベターホーム協会 常務理事 |
| ○ 本多 芳孝 | マルサンアイ株式会社 開発統括部 研究室長 |
| ○ 丸山 豊 | 日本オーガニック検査員協会 理事長 |
| ○ 山崎 高志 | ヤマキ株式会社 品質保証部長 |
| ○ 渡邊 健介 | 社団法人日本果汁協会 技術委員会 委員長 |

(注) ◎：農林物資規格調査会委員

(五十音順、敬称略)

○：農林物資規格調査会専門委員

パブリック・コメント等募集結果

炭酸飲料の日本農林規格の確認案

○ 確認案に係る意見・情報の募集の概要（募集期間：H23.6.1～6.30）

(1) 受付件数 1件（団体1）

(2) 意見・情報
別紙のとおり

(別紙)

炭酸飲料の日本農林規格の確認案に対して寄せられた意見の概要及び意見に対する考え方について

| 御意見の概要 | 件数 | 御意見に対する考え方 (案) |
|-----------------------------|----|-----------------------------------|
| 食品衛生法上で使用が認められた食品添加物を追加すべき。 | 1 | 今後、J A S規格の見直し基準等を検討する中で検討する予定です。 |